

療養費の支給対象となる既製品の治療用装具について

現在、療養費の支給対象となる既製品の治療用装具については、オーダーメイド品と同様の金額算定方式で販売金額が決定し、装着者が支払った金額を基に給付金額を決定しております。今般、厚生労働省保険局長通知（保発 0317 第 1 号）により、療養費の支給対象となる既製品の治療用装具について、別添の通り既製品目リスト及び基準額が示されました。

令和 4 年 4 月 1 日以降※1、リストに記載されている既製品の治療用装具を購入した場合は、その基準価格に治療用装具における消費税相当分である 6% を加算した額を上限額として、上限額の 7 割（もしくは 8 割）の給付金額を算定いたします。※2

※1 令和 4 年 4 月 1 日以降、医師による装着確認が行われた装具が対象となります。

※2 リストに記載されていない既製品の治療用装具については、これまで通りオーダーメイド品と同様の金額算定を行います。最新のリストは適宜厚生労働省ホームページなどでご確認ください。

阪急阪神健康保険組合

健保ホームページ <http://www.hankyu-hanshin-kenpo.or.jp>